

食品安全委員会企画等専門調査会

(第31回) 議事録

1. 日時 令和2年11月18日(水) 10:00~11:46

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

(1) 専門委員の紹介

(2) 令和2年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

(3) 令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

(4) その他

4. 出席者

(専門委員)

合田座長、阿知和専門委員、有路専門委員、石田専門委員、稲見専門委員、
畝山専門委員、浦郷専門委員、大西専門委員、鬼武専門委員、神村専門委員、
亀井専門委員、後藤専門委員、小西専門委員、坂野専門委員、佐藤専門委員、
高岡専門委員、戸部専門委員、永倉専門委員、山田専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

唐木専門参考人、原田専門参考人、横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田(緑)委員、堀口委員、香西委員、
吉田(充)委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、秋元リスクコミュニケーション官、
蛭田評価情報分析官、入江評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 令和2年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告のポイント

資料1-2 令和2年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

- 資料 2-1 令和 2 年度の「自ら評価」案件の選定について
- 資料 2-2 これまで「自ら評価」の候補となった案件の対応状況
- 資料 2-3 令和 2 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）
- 資料 2-4 令和 2 年度「自ら評価」検討資料（案）

6. 議事内容

○合田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第31回「企画等専門調査会」を開催いたします。

それでは、事務局から現在の出席状況の報告と会議出席に当たっての注意事項の説明をお願いします。

○新総務課長 失礼いたします。8月7日付で総務課長に着任いたしました新と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日は、20名の専門委員、4名の専門参考人が出席の御予定となっております。有田委員が諸事情により若干遅れられておりますけれども、そのように御報告いたします。

3名の専門委員が欠席でございます。

また、本日の議事（3）に関連しまして、農林水産省の猪狩課長補佐、厚生労働省の新井室長補佐にお越しいただいております。

まず、本日、対面による専門調査会を開催させていただくに当たりまして、新型コロナウイルス感染防止対策に関する対応の経緯を若干御説明させていただきます。

本年4月以降、6月からオンラインで専門調査会を開催してきたところでございますが、9月14日付の事務連絡にてお知らせしましたとおり、10月12日から感染防止策を徹底しながら対面での専門調査会の開催に戻す運びとなっております。対面会議の開催に際しましては、新型コロナウイルス感染症の防止策を事務局といたしましてもしっかりと講じていく所存でございます。

事務局の対応、取組としましては、会議室や使用器具、機材等の事前消毒、また、皆様にも御協力いただきまして、会議室入室の際の検温、手指の消毒などをお願いしております。当然、事務局職員についても同様の対応を行っております。

事前にお知らせいたしました留意事項、具体的に濃厚接触者や具合の悪い者など、該当する職員もおりませんので御報告をいたします。

また、会議室も十分換気するとともに、今回、1メートル以上の間隔を空けまして御着席いただいております。

若干行き届かない面があるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症予防のため、参加者の皆様をお願いを申し上げます。

まず、会議中はマスクの着用をお願いいたします。

次に、会議室を一旦お出になられた際には、再入室の前に手指の消毒に御協力をお願いいたします。

なお、万が一本調査会開催後2週間以内に感染されたような場合、濃厚接触者になられた場合、速やかに事務局まで御連絡を頂戴できれば幸いです。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から資料の確認をお願いします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

今回の資料は、資料1の束といたしまして、資料1-1及び1-2、「令和2年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」、その他参考資料が1点目でございます。

2点目、資料2の束といたしまして、資料2-1から2-4まで「令和2年度の『自ら評価』案件の選定について」、その他の資料でございます。

資料の不足、不備等はございませんでしょうか。

○合田座長 皆さん、よろしいですね。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和元年11月14日の企画等専門調査会資料の確認書と今回新たに着任されました専門委員の確認書を確認いたしましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃらなかったところでございます。

以上でございます。

○合田座長 皆さん、提出されました確認書について相違はなく、ただいまの事務局の報告のとおりでよろしいですか。

よろしいですね。では、認められたことにします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、専門委員の紹介に入ります。今回、2名の方が新しく着任されました。私のほうから、お名前の50音順に紹介いたします。

まず、栄養士会から来られます阿部専門委員ですけれども、残念ながら本日は欠席ということで、御意見をいただいております。

次に、山田専門委員でございます。

一言自己紹介をお願いできればと思いますが、山田専門委員、よろしく申し上げます。

○山田専門委員 日本薬剤師会の山田と申します。今回初めてになりますので、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き議事(2)の「令和2年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」の審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料1-1に基づき御説明いたします。今回は時間の制約もございまして、こちらの要点をおまとめいたしました、ポイントと題した資料1-1により御説明をさせていただきます。

まず、資料1-1の1ページでございます。

「1 食品健康影響評価の着実な実施」でございますが、今年度におきましては、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況下での調査審議ということでございますので、その関係についてまず御報告をさせていただきます。

上の四角で囲った部分でございますけれども、新型コロナウイルス感染症のまん延により、4月7日に東京都に緊急事態宣言が発出されました。直ちに4月9日に臨時で委員会会合を開催いたしまして、「テレビ会議又はWeb会議を利用した食品安全委員会等への出席について」という決定をいたしまして、ウェブ会議システムの導入を決定いたしました。

その後、工夫を重ねながら、専門調査会につきましてはウェブ会議システムを利用して開催いたしております。食品安全委員会につきましては一般傍聴をやめまして、YouTubeで調査審議の状況を配信いたしております。また、これまで対面で行って座長に対する御説明や少人数の打合せにつきましても、ウェブ会議を活用しております。

政府といたしましては、6月19日以降は感染防止策を徹底実施しながら対面での会議が可能という取扱いにしておりますけれども、7月以降の感染拡大の状況も踏まえまして、状況を見守ってまいりました。10月以降、東京都がGo Toトラベル事業の対象となったことなど、国、東京都が感染に関する措置の緩和を打ち出したことを踏まえまして、10月12日より感染防止策を徹底しながら、専門調査会を対面で開催しております。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら調査審議をいたしましたが、その内容について御報告いたします。1ページの下半分のところでございます。

委員会を17回、専門調査会等を59回開催しております。

主な審議の内容でございますけれども、aからcに掲げてあるとおりでございます。

まず、農薬再評価制度に向けた取組の推進ということで、令和3年度からの農薬再評価に対応する準備作業を進めさせていただきました。

bにつきまして、器具・容器包装のポジティブリスト制度についてのリスク評価の実施

ということですが、研究事業の成果が得られたこと等を踏まえまして、10月6日に食品健康影響評価指針を改訂いたしまして、公表いたしましたところでございます。

cでございますが、新たな評価方法の導入ということで、ベンチマークドーズ法、あるいは、2ページ目でございますin silico評価方法につきまして、検討や必要な作業を進めさせていただきました。

次に、2ページの「2 リスクコミュニケーションの戦略的な実施」の部分につきまして、担当の都築から説明をさせていただきます。

○都築情報・勧告広報課長 では、私から2ページのリスクコミュニケーションの戦略的な実施について御説明をさせていただきます。

四角の中にございますけれども、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中でのリスクコミュニケーションを模索したということでございます。真ん中のところに、例年、第一四半期に対面で開催している全国の自治体を集めた会議、全国食品安全連絡会議を、今年については9月に食品安全委員会から動画で情報を発信いたしまして、それに対して御意見、御質問をいただいて、それを取りまとめてQ&Aという形でフィードバックするというような開催の仕方をいたしました。

それから、SNSを活用いたしまして、一般消費者、学校教育関係者、食品関係事業者等に情報発信をさせていただいたということを書いております。具体的には、下にホームページ、Facebook、YouTubeとございます。順次御説明させていただきます。

ホームページにつきましては、食品健康影響評価の結果等につきまして情報を提供いたしました。それから、4月には、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したという科学的情報はないこと、同感染症を予防する食品はないこと、正しい手洗いが有効であること等をホームページで紹介しております。6月には、妊婦と妊婦を支える周囲の大人に向けた食品安全の情報を更新し、8月には一般の方に見やすくなるようにホームページの体裁を改定しております。

それから、Facebookでございます。週3本以上発出しております、新型コロナウイルスの影響で自宅での調理やお弁当、テイクアウト等が増えたということもございますので、食中毒予防の注意喚起を行うなど、タイムリーな情報発信に努めました。

それから、YouTubeの活用でございます。在宅の時間が増えて、YouTubeを御覧になる方が増えたということも踏まえまして、5月には食品安全の基礎知識、6月にはお子様向けの動画を3本発信、9月には全国会議、それから10月、最近でございますけれども、山本委員からノロウイルスのリスクプロファイルを解説していただく精講を開催し、これもYouTubeで動画として配信をしております。

以上がリスクコミュニケーションでございまして、引き続き「3 その他」まで御説明をさせていただきます。

令和3年度の研究・調査課題でございます。優先実施課題を決定し、公募を行うなど、

計画的に実施いたしました。また、新たな評価手法の導入や評価指針の改訂に当たっては研究・調査の結果を活用しております。

それから、海外との関係でございます。評価書の英訳、ホームページへの掲載、委員会の英文ジャーナル「Food Safety」を発行することによりまして、海外への情報発信については積極的に取り組みました。しかしながら、予定していた国際会議への出席や海外の専門家招聘等につきまして、多くが来年以降への延期となったという状況でございます。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容、あるいは今日配られている資料の記載内容につきまして、御意見、御質問等がございましたらどうぞお願いいたします。

鬼武先生、どうぞ。

○鬼武専門委員 鬼武です。

御説明ありがとうございました。

中間報告ということなのですが、1番目の食品安全委員会親委員会もしくは部会の運営開催の内容について、評価のところに着実な実施ということで、評価としてはCOVID-19の中でいろいろな感染対策を取りながら、もしくは今までと違う会議の形態も取りながら、着実に遅滞なく行われたという評価でしょうか。

といいますのは、私、少ない経験ですけれども、ほかの省庁の会議ですと、5月、6月、最初はバーチャル会議で行われた会議がありましたけれども、従来ですと評価をして終わって、修正案があつて、議事録等を確認して、大体2週間ぐらいで終わる会議が、バーチャルだけでいろいろやり取りをしていると1か月以上かかるというようなことがありました。バーチャルでやるということは、現状からすると、今までのやり方と随分時間がかかるなと感じたことが1点。

それから、2つ目に、いわゆる本会議に参加する人と、家とかオフィスからバーチャルで参加するこの2つ形態をハイブリッド会議と呼んでいるみたいですが、そういう中で、私、ハイブリッドのところ、1回目はバーチャルで会議に参加したのですが、そのときは、本会議場にいるよりも、相手からの声は聞こえるのですが、こちらからの発言が途中で切れたり、最終的にはチャットで意見を言ったりということで、相当ストレスがあるような会合があつたので、2回目の会合のときは本会議場に行って、座長の横にいて会議と一緒に出ていると、やはりバーチャルの人と本会議場にいる人で委員間の差があるというか、検討委員会としての参加に差があるようなことも感じた次第です。

少し長くなりましたけれども、こういう中で、今後の運用もまた柔軟な対応なりいろいろあると思うのですが、親委員会もしくは食品安全委員会全体として、部会の運営について、回数などは書いているのですが、積極的に遅滞なくやれたという評価でいいの

でしょうかということは率直にお尋ねしたい点です。

以上です。長くなりました。

○合田座長 事務局、どうですか。

小川事務局長。

○小川事務局長 皆さん、おはようございます。事務局長の小川です。

今の鬼武委員からの御質問に御説明申し上げたいと思います。

4月に対面ではなくウェブでも開催できるようにルールを見直したわけですが、御存じのとおり、3月の時点から現実問題として会議が開催されなかったわけですが、4月に入りまして、ウェブを急遽準備して取り組み始め、当初は3月の仕掛かり品をずっと審議してくるということでしたが、全く新しい調査審議ではなかったため、そういう意味では、それなりに適切に消化できてきたと考えております。それから、だんだん慣れてきて新規のものも扱うようになってきている。

そういう意味では、会議の開催頻度は対面でやっていたときとあまり変わらないという評価をしておりますし、幸いにして、専門調査会なりワーキンググループの委員の皆様方は長い間関わってこられている方が多いということで、全くの初対面の方がいきなりウェブ会議をやっているというのでは環境が異なるということもありまして、それなりに進んできておりました。ただ、議論が紛糾しますとウェブで取りまとめることが困難なケースもございましたし、6月19日以降には座長にはこちらに来ていただいて会議をウェブで進めるといったようなことで、進捗としてはほぼ例年どおりにできたのではないかと考えております。

それから、ハイブリッドの件につきましても、要は、対面でやる会議、完全にウェブでやる会議、そのミックスであるハイブリッドと3つございますが、事務局のロジ負担としては、ハイブリッドが両方ケアしなければいけないので一番重いです。ただ、今後も調査審議が円滑に行われるように環境整備に努めてまいることが必要だと思っております。具体的には、我々、7月まで約50回やりましたので、その経験を基に、機器の整備ですとか、あるいは、この会議場に有線を引いてきて、有線でウェブ会議を行うといったようなことに取り組んでおりますが、なかなか工事が進まずに、そのめどは大体12月と今聞いております。

以上でございます。

○合田座長 鬼武先生、よろしいですか。

○鬼武専門委員 詳細に報告いただいて、ありがとうございました。やはりこういう状況下ですので、今後もハイブリッドだったり、バーチャルであったり、フィジカルであった

り、いろいろな形態があると思いますので、臨機応変に対応できることと、それから、事務局の負担を減らして、かつ、バーチャルであれば、インターネットなどの環境がよくなると参加しているほうもストレスがありますから、そういった点もぜひ考慮していただければと思います。ぜひよろしくお願いします。ありがとうございました。

以上です。

○合田座長 ありがとうございました。

私の個人的な感想かもしれませんが、このバーチャルでの取組については、食品安全委員会は非常にすばらしくよく頑張っているよなと思うのです。ほかの省庁と比べたときに非常によくここまでやられたなという感じはします。

バーチャルはすごく個人の受け取り側のほうの環境もものすごく影響するので、そこのトラブルが一番多いですよ。逆に言うと、出張旅費の部分をそこのところに投資させてほしいなと思うような状態で、カメラがよくなったり線が太くなったりするだけですがすごく変わりますよね。そういうようなシステムがあると委員側もすごく楽になるかなとは思いますが。だんだんバーチャルの会議が増えれば増えるほど、相手側の設備がいいところと悪いところがすごくよく分かって、特に自宅からの方は難しいのですよね。だから、その辺が今一番個人的には課題かなと思っています。

皆さん、ほかによろしいですか。

どうぞ。

○有路専門委員 近畿大学の有路です。

リスクコミュニケーションの実施に関わる部分なのですが、先ほど鬼武委員が言われたように、ウェブでやらざるを得ない状況が続いているわけですが、その中でYouTubeによる動画の配信という形で積極的に取り組んでこられたところだとは思いますが、基本的にリスクコミュニケーションにしても、対面のと看みたいな双方向性を担保するのは結構難しい状況だとは思いますが。その一方で、多くの人々がYouTubeを空いた時間に見ているという状況がありますので、情報の提供に関しては機会が高まったと受け取ることができますが、一方で、双方向性というところでいうと機会が狭まったとも言えるので、この部分をどうフィードバックしてどう次に生かすのかというところが何らかまともめられているのであれば、御報告いただきたいと思っています。

○合田座長 事務局、どうですか。

○都築情報・勸告広報課長 まだ双方向性のデメリットを埋める方策というのは十分考えられていないので、先生方とも相談しながらよりよいスタイルを模索していきたいと思っております。

○合田座長 どうぞ。

○神村専門委員 日本医師会の神村と申します。今回、所属が変わってまた参加しております。

やはりリスクコミュニケーションのことについてお話を伺いたと思いますけれども、特に全国食品安全連絡会議については、資料1-1の一番最後に出ておりますが、ここでアンケートをされたということで、自由コメントの中に、これはあくまでも会議のディスカッション、双方向性というよりはどちらかという情報提供ということなので、再度視聴できたとか、大変前向きでポジティブな御意見、自由コメントが得られたと思っておりますけれども、今後ともこのような配信の方法もこの連絡会議についてはお考えいただければいいかなと思いました。その辺についてはどのようにお考えか伺いたと思います。

○合田座長 事務局、お願いします。

○都築情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

大変ポジティブな御意見が多かったので、こういった方法は一定程度やりたいと思うのですが、ただ、やはり対面だと双方向性のメリットは実際にあると思っております、どうしてもYouTubeで発信してそれにお答えしてという1往復でやり取りが終わってしまうのですが、何回も情報のやり取りができるとか、あるいは集まった皆さん同士、地方自治体同士のコミュニケーションがここで生まれるといったメリットもありますので、両方のメリットを生かせるようなスタイルをこれから考えていきたいと思っております。

○合田座長 学会なども双方向性をどうするかという議論がよくあるのですが、今は1つのものをYouTubeで発信をするか、何か発信をする時間があって、それはエンタイムというか一定期間の中で見られるのですが、常にこのものに対しては質問時間はいつからいつまでがあって、そのところは本人がウェブサイトにありますよという状況を取って、このものについては例えば11時から11時15分の間は必ず向こうに本人がいますので、そこでウェブを使って議論ができますというような形を取ると、割と双方向性も担保できる。それから、聞くだけの人はその前に自分の自由な時間で聞いて、そのところで質問すると。ウェブの権利をたくさん持っていればそれはできなくはないのですよね。だから、そういう方向も可能かなとは思ったりします。

あと、もう一つ事務局から。

○新総務課長 失礼いたします。

本日御欠席の阿部委員からこの中間報告についての御意見が提出されておりますので、御紹介させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応としてのリスクコミュニケーションの戦略的な実施は、とても評価できる取組だと思います。ホームページのコンテンツも確認いたしましたが、保健所等の現場において、コロナの影響からこれまで実施してきた対面での研修事業が開催できない中で、動画での情報提供は今後積極的に活用できるよう啓発したいと思います。引き続き、有意義な情報発信をお願いいたします。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小西専門委員 小西でございます。

リスクコミュニケーションの戦略的な実施についての中間報告について感じたことを発言させていただきます。

まず、情報発信ですけれども、特に私が関心を持ったのは、ホームページの4月の食品を介した新型コロナウイルスの感染につきまして、これはタイムリーな情報発信だったと思います。いろいろな団体や企業などの組織でコロナウイルスの対策を講じる上での一つの基本情報になったと感じていますので、大変好ましいと思っています。

また、10月、山本先生に御担当いただいたノロウイルスのリスクプロファイルの精講ですけれども、社会全体が新型コロナウイルスの対策に重点を置いている中ですが、毎年定常的に発生している食中毒の原因であるノロウイルスについて分かりやすく適切、的確な情報発信で、大変効果的だったと思っています。現在、質問を受け付けてホームページでQ&Aの形で情報開示している過程だと思いますけれども、こういった形でのリスクコミュニケーションの取組みは、今まで私たちが経験したことのない状態の中での取組みですので、いろいろな工夫があったり試行錯誤があっただけいいと思ってるのですが、継続的に実施していただければと感じております。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局からはよろしいですね。

どうぞ。

○高岡専門委員 ありがとうございます。

リスクコミュニケーションの戦略的な実施ですけれども、本当に素晴らしいなと感じて

おります。今回この会議の前にもウェブで個別に打合せをさせていただきましたし、その前にもウェブの会議がありまして、この会に臨むに当たって非常に理解度が高まるなど思っています。

確認なのですけれども、YouTubeのほうですが、5月、6月、9月に発信されたようですけれども、これは大体何人ぐらいの方が御覧になって、どのようにYouTubeをやっていますよという知らせめをやっていらっしゃるのかということがもし分かりましたら教えていただきたいと思えます。

○都築情報・勧告広報課長 YouTubeを配信しているということについては、ホームページ、Facebook等で情報発信をしております。しかしながら、十分な閲覧数があるとは考えておりません、子供向けのものについては閲覧数100前後、多いもので、食品安全の基礎知識については600件、700件御覧いただいているという状況でございます。

○高岡専門委員 ありがとうございます。

ホームページは良いと思いますが、Facebookというのは非常にクローズなイメージがあります。この会をよく御存じの方はFacebookを御覧になるかもしれませんが、一般の方はなかなか御覧になりづらいSNSですので、せっかくコロナ禍でウェブで発信するという形は、今まで関係していなかった方でもこの専門委員会の情報に接することができるいいチャンスです。例えばTwitterですとかそういったもので新たな情報発信をすることによって、こういった有益な情報がありますよということを広く皆様に知っていただけるような御努力があるとクローズなイメージがあったのかオープンになり、このコロナ禍というのはある意味チャンスかなという気がしておりますので、ぜひ積極的にいろいろな形で発信をいただいて、正確な情報を皆様にお伝えできるようにしていただけると非常にうれしいなと思えますので、よろしく願いいたします。

○合田座長 高岡先生、ありがとうございます。

堀口先生。

○堀口委員 非常に適切なアドバイスをどうもありがとうございます。

事務局のほうも、今、いろいろな媒体があるのですけれども、それを始めてから10年近くたっておりまして、先ほど出てきたTwitterであったり、Instagramであったり、いろいろなものが今世の中に出てきていますので、事務局が今後どのようなものを使ってどういうふうに情報提供をしていくのかというのは、モニター対象のアンケートの頃から議論を始めていると聞いておりますので、今度の終わりなのか来年初めなのか分からないですけれども、またこの場で御報告できればと思えます。

ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

戸部先生、どうぞ。

○戸部専門委員 緊急事態での対処というところでお伺いしたいのですが、緊急事態の対応訓練については予定どおりされたというようなことが資料1-2の13ページで御報告いただいておりますが、このようなCOVID-19のような状況において、緊急時における関係省庁とのコミュニケーションだとか、ウェブを用いた情報発信だとか、何か今後の緊急事態への対応についてフィードバックするような考察はあったのでしょうか。

○合田座長 どうぞ。

○都築情報・勧告広報課長 緊急時対応訓練でございますけれども、一部ウェブ等も活用した訓練というのはあったのですが、例えば10月の事例講習等は、コロナが一時落ち着いたということでもございましたので、こちらにお越しいただいてお話をし、一部の職員がそれをウェブを介して視聴するというような取組をさせていただきました。今後も、コロナの状況であっても、緊急時の対応が滞らないようなスタイルをしっかりと検討して実践してまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

○合田座長 戸部先生、よろしいですね。

ほかに。

どうぞ。

○阿知和専門委員 阿知和と申します。

会議の前に事前にオンラインで個別に御説明いただいたのは今回が初めてなのかなと思うのですが、私、昨年専門委員になって、分厚い資料がどんどん送られてきて、何を見ればいいのかという状況で困ったことがあったのですが、今回のように説明があると、事前に考える時間も増えるし、分かりやすかったのでとてもよかったです。

ただ、個別に一人ずつ30分時間を取って御説明いただいたので、事務局側の負担がすごく大きいかなと思って、仕事の効率化という意味ではあまり効率的ではないかなと感じました。オンラインで説明していただくこと自体はとてもありがたかったので、今後のやり方として、一人一人ではなくて日程を決めて全員にオンラインで説明していただいて、例えばなのですが、見られなかった人は録画したものを後日見るとかという形でも私個人的にはいいのかなと思ったので、いろいろなやり方があるとは思いますが、一つの案として御検討いただければと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

どうぞ。

○大西専門委員 大西でございます。

先ほど緊急事態の対応のお話があったと思うのですが、感染者が今後かなり増加していくというような状況を踏まえまして、今後、重症者、医療体制の逼迫等になると、緊急事態宣言に近い形になる可能性もあるやなしやということが報道されていると思います。そういったコロナの緊急事態宣言の、要は制約がかなりあった状態で、食の安全に関する大規模な緊急事態が発生した場合の対応というのが、以前いただいた資料にあったと思うのですが、今実施されている緊急事態の対応、各省庁を越えていろいろな連絡対応等されていると思うのですが、いわゆるコロナの緊急状態の中での大規模な食品の緊急事態という想定を含めた内容については今後御検討されているのかというところを確認させていただければと思いました。

○都築情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

実は現在、香川県で鳥インフルエンザが発生しておりまして、これは人獣共通感染症ということ踏まえて、関係省庁が緊急時対応を実際に行っております。通常、対面で行う会議をウェブ上で開催するとか、あるいは電子媒体で情報を共有するといった形で、会えなくても情報が滞らないようにというような形で既に取組が一部されているということをお紹介させていただきます。

○合田座長 よろしいですか。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいですね。

それでは、いろいろ御意見をいただきましたけれども、事務局、今の御意見、それから、ここで議論しました内容を踏まえまして、引き続き委員会の運営に取り組んでいただければと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。次は「令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」ということでございます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料2-1から2-3までに基づきまして御説明をいたします。

まず、資料2-1でございますが、当食品安全委員会におきましては、厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関からの要請がない場合におきましても、自らの発意により食

品健康影響評価を、「自ら評価」と申ししておりますが、実施しておるところでございます。
資料2-1の2ページを御覧ください。

今年度につきましては、7月から評価対象となる案件を募集いたしました。一般公募や専門委員の皆さん、あるいは地方公共団体や食品安全モニターの皆様から募集いたしまして、これまでのところ、後ほど御説明いたします9件の提案がございました。本日はこれにつきまして御審議をいただきまして、絞り込みをお願いするものでございます。

なお、食品健康評価には至らなかったもののうち、案件の内容に応じて情報収集や情報提供などを実施することもできるところでございますので、申し添えます。

今後、2月に2回目の当専門調査会を開きまして、案件を決定していただく予定でございます。

では、具体的な提案のあった9件につきまして、概要を御説明させていただきます。

○都築情報・勧告広報課長 その前に、資料2-2でこれまで「自ら評価」の候補となった案件の対応状況を簡単に御紹介させていただきます。

まず、平成19年度に食品及び器具・包装中の鉛について食品健康影響評価を行うということで選定いただきました。これについては、平成20年にワーキンググループを設置いたしまして、平成24年3月までに10回の調査審議を行い、平成31年4月に鉛ワーキンググループを新たに設置して、令和2年10月まで3回のワーキンググループを開催ということで、令和2年度中の取りまとめを目標に調査審議を行っているという状況でございます。実に10年以上かかってしまっているという状況をまず御紹介させていただきます。

それから、平成27年度、アレルギーを含む食品については、平成29年10月にアレルギーを含む食品に関するワーキンググループを設置いたしまして、令和2年10月までに11回のワーキンググループを開催し、令和2年度中の取りまとめを目標に、まずは卵の評価書に関する調査審議を行っているという状況でございます。こちらも大変多くの回数、先生方にお集まりいただき御審議いただいたという状況でございます。

次のページに参りまして、「自ら評価」の対象案件とならなかったものについて、一部リスクプロファイルを作成し公表するというにしましたものもでございます。

平成30年度のアニサキスにつきまして、31年3月に行われた微生物・ウイルス専門調査会においてリスクプロファイルに向けた議論を開始いたしまして、現在、食品健康影響評価技術研究で研究を行っているところでございます。

それから、ファクトシートの作成・更新を進めているものとして、30年度のヒスタミン。これは平成23年に調査を行い、25年にファクトシートを作成しという形で進めております。

最後のページに参りまして、ダイオキシンでございます。審議の結果、情報提供を行うこととなったものでございまして、平成22年度、食品安全確保調査を行いまして、それらの結果も踏まえて、【その他】に様々ございます。現在、ファクトシートとして公表に向けた準備、新規作成中という状況でございます。

「自ら評価」の対象になるとこういう今後の対応が生じるということを御理解いただければと思います。

それを踏まえて、資料2-4、「自ら評価」の検討資料に参りまして、9件について御紹介をさせていただきます。

時間の制約もございますので、かいつまんでの御説明となります。御了解ください。

まず、1ページを開いていただきまして、農薬の腸内細菌への影響でございます。

提案理由のところは、提案者からの記載をそのまま転記しております。残留農薬がヒトの腸内に入ると、腸内細菌に影響を及ぼすのではないかという提案かと思えます。

食品安全委員会での対応状況でございますが、食品健康影響評価で農薬を評価する際には、腸内細菌への影響も踏まえてADIを設定しているということを紹介させていただきました。それから、過去の「自ら評価」での審議でございますけれども、過去にも提案があったのですが、「自ら評価」の案件候補に該当しないという判断がされております。

それから、③健康被害の発生状況ですが、残留農薬が腸内細菌に影響するとの情報はございません。

リスク管理措置、厚生労働省、農林水産省はこのような法律に基づいて管理を行っております。

参考情報として提案者から出された論文がございますけれども、抗生物質の投与や乱用によって腸内環境に影響が及ぶというような論文でございます、残留農薬に関する記載はございませんでした。

以上が1件目でございます。

2件目、微生物・ウイルス、*Unicapsula seriola*の有害性でございます。

提案理由でございます。カンパチの生食に伴う有症苦情事例と*Unicapsula seriola*の関連性が示唆されている、毒性はまだ証明されていない。重症者はおらず、短期間で回復しているけれども、カンパチの刺身の残品を調べると*Unicapsula seriola*があったと。それから、生産地は国内養殖で県内卸売市場及び仕入れ先の販売店に関連する有症事例の報告は入っていなかったということでございます。

過去、本件に関して食品安全委員会に対応したことはございません。

最近における健康被害の発生状況といたしましては、食中毒情報を提供いただいております。それから、3ページには文献も提供いただいたということで掲載させていただいております。

これに関して、本日御欠席の阿部専門委員から事前に御意見をいただいているので、この場ですぐに御紹介させていただきます。

微生物・ウイルス、*Unicapsula seriola*の有害性については、これまで国内での有症事例の情報が入っていなかったとありますが、今後、有症事例が発生する前に有害性について検討することが必要かと思いました。カンパチによる食中毒情報もありますのでという御意見をいただきました。

続いて、4ページに参ります。遺伝子組換え食品等でございます。

GMO食品等に含まれるBacillus thuringiensis毒による人体への長期影響。ゲノム編集食品、遺伝子組換え食品に含まれているBT Toxinによって長期に人体への影響があるのではないかという提案でございます。

食品安全委員会での対応状況につきましては、食品健康影響評価を行う際に織り込み済みということを書かせていただきまして、平成28年度にも遺伝子組換え食品が「自ら評価」で提案されたのですが、評価済みということで案件候補にしないと判断されております。

3番目、健康被害の発生状況ですが、健康被害の情報はございません。食品健康影響評価の依頼のあったBtたんぱく質につきましては、申請品ごとにBtたんぱく質が人口胃腸液試験により消化されることを確認しているということを書かせていただいております。

リスク管理措置のところには厚生労働省の告示370号を書かせていただきました。

5ページに参りまして、昆虫食由来アレルゲン物質。提案理由の一番最後の3行に意見が集約されていると思います。直接あるいは間接的に昆虫を摂取した場合に、昆虫に含まれるアレルギー物質がヒトにどのような影響を及ぼすかの評価を行う必要があると考えるという御提案でございます。

これにつきましては、6ページ、食品安全委員会での対応状況でございますが、昆虫については食品健康影響評価を行ったことがございません。過去の「自ら評価」での審議なのですが、昨年度、「自ら評価」で昆虫食が提案されました。健康被害に関する情報はないこと、それから、評価を行うとしても情報が不足しているため、特定の生物種に限られるということをお説明し、案件としないこととなりました。

【その他】でございますが、来年度調査事業で代替たんぱく（昆虫食、代替肉等）について情報収集を行うこととしておりますので、御紹介させていただきます。

③最近における健康被害、昆虫食を原因とした健康被害の情報はございません。

参考情報として、農林水産省のフードテック研究会ですとかヨーロッパの状況、それから、【文献】のところですけれども、エビアレルギー患者における甲殻類と食用フタホシコオロギの交差アレルギー反応についてという、エビ、カニにアレルギーを持っている人が昆虫を食べると交差反応を起こす可能性があるという文献を提供いただきました。

続いて、7ページに参りまして、食品中のグルテンでございます。

提案理由は、グルテンが発達障害の原因と考えられると。内科小児科のお医者さんで栄養療法（分子整合栄養医学）を行っているため発達障害児が来る。IgG遅延型アレルギー検査でグルテン、カゼインが強陽性になっている小児がとても多く、その中でグルテンカゼインフリーを行った2人が愛護手帳を返納するまでに軽快しているということで、グルテンと発達障害の関連についての御提案かと思っております。

食品安全委員会での対応状況なのですが、【食品健康影響評価】に書かせていただいております。現在、アレルゲンワーキンググループを設置して審議を行っておりますけれども、卵についてIgE依存性の即時型食物アレルギーについて御審議を行っていただいていると

認識しております。発達障害ということではございません。

過去の「自ら評価」での審議でございますが、昨年度もグルテンが腸内環境を悪化させるという提案が出されて、様々審議されたのですが、結果としては直ちに「自ら評価」をすべき案件ではないということが確認されたということでございます。

それから、健康被害の発生状況ですが、インターネットに医師の経験的な発信はあるのですけれども、公的機関による科学的報告書はないと書かせていただきました。

リスク管理措置ですが、消費者庁の取っている措置として表示規制です。グルテンを含みます小麦については、特定原材料として表示義務の対象となっているということを書かせていただきました。

8 ページ、参考情報として当方で集めました情報がございませぬけれども、グルテンについてはいろいろありますが、発達障害という記載はないと考えております。それから、アレルギーについてなのですが、日本アレルギー学会から、食物抗原特異的IgG抗体検査を食物アレルギーの原因食品の診断法として推奨しないとする学会の見解が平成27年に示されております。それから、アレルギーの方がどれぐらいいらっしゃるかという文献なのですが、全国小・中学生アレルギー疾患調査で、小麦については6・7歳で0.34%、13・14歳で0.23%というデータがございませぬ。御紹介させていただきます。

9 ページに参りまして、カゼインでございます。

提案1、提案2とございませぬけれども、提案2は先ほどグルテンを提案いただいた方がグルテン、カゼインと併記されておりましたので、こちらに再掲しております。

提案1については、カゼイン摂取の中止によりアレルギーが治ったと聞いたことがあると。実際に周りで体調がよくなったということも聞く。まとまった検証はされていない。調査検証をお願いしますという提案でございます。

食品安全委員会での対応状況、健康被害の発生状況、リスク管理措置、これらはグルテンとほぼ一緒でございますので、説明は割愛させていただきます。

ここで、阿部先生から事前にいただいた御意見を御紹介させていただきます。

グルテン、カゼインについて。提案理由に記載されている栄養療法（分子整合栄養医学）については、日本の栄養学では科学的根拠が明確でないこと等から、管理栄養士が行う食事療法の範疇にはないと考えます。インターネット等では広告があるということをお紹介いただいております、インターネット等では栄養療法は分子整合栄養医学に基づいた療法であるとし、海外ではオーソモレキュラー療法と呼ばれ、1960年代から鬱病、パニック障害、発達障害からがんの治療まで海外で広く実践され、投薬治療が中心の鬱病や統合失調症などに多くの実績があり、発達障害にも応用される等の広告があります。私も詳細は知りませんでした、健康影響評価以前に、栄養療法に関する案件については今回は見送ってほしいと考えますという御意見でございました。

以上です。

続いて、11ページに参ります。食品中のミネラル、ビタミンの欠乏です。

提案理由、鉄、たんぱく欠乏が精神疾患の原因であるから調べてほしいという提案でございます。これにつきましては、参考情報といたしまして、厚生労働省、農林水産省の食生活指針、あるいは食事バランスガイドについて記載させていただきました。その上で、リスク評価の問題ではないものということで、事務局のほうで提案をさせていただいております。

12ページに参りまして、その他の（５）農薬、添加物、遺伝子組換え食品等を排除した食生活と通常の食生活の比較調査でございます。

提案理由、個々人レベルで人工合成物質を摂取しなくなるとアレルギー症状が治ったとか、グルテン摂取を制限したら発達障害が治ったという事例は聞きますが、まとまった検証はなされていない。疫学調査を行ってそれぞれ普通の食事をした人との比較をしてほしいという提案でございます。

これにつきましては、食品安全委員会での対応状況に個別にリスク評価を実施済みということで書かせていただいております。

13ページに参りまして、最後の御提案でございます。複数分野に関連するものとして、農薬、添加物等の複合影響の検証をしてほしいという御提案をいただいております。コメントの中に、平成18年に行った「食品添加物の複合的影響に関する情報収集調査」というものを挙げていて、これが13年経過していることもあり、改めて検証していただきたいという提案でございます。

食品安全委員会での対応状況でございますけれども、複数の化合物への複合ばく露については、現段階では国際的にも評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えております。FAO/WHOでは、JMPRやJECFAにおいて検討をされているということから、引き続き最新の情報収集に努めたいと考えております。それから、食品健康影響評価、添加物では指針の中で、添加物を複数摂取した場合のリスクに知見がある場合には必要に応じて評価すると定められております。

最後の14ページに参りまして、過去の「自ら評価」での審議でございます。昨年度も「自ら評価」で残留農薬、添加物が多種入っている遺伝子組換え食品の健康影響評価について提案されましたが、「自ら評価」の案件としないことが確認されました。

【その他】で、18年度の文献調査と今年度行っている食品中の化学物質への複合ばく露に関する情報収集調査のことを掲載しております。

参考情報のところにこの調査で集まった文献あるいは海外の状況などを記載しております。ヨーロッパではEuroMixというプロジェクトが動いておりまして、「化学物質混合物のリスク評価をサポートするためのモデルとデータのEuroMixツールボックスに関する文書案」というものが出されております。簡単に御紹介しますと、ヨーロッパで化学物質のミクスチャーを評価するときに、ハザードの特性評価、ばく露評価、最終的なリスク評価まで全体を網羅するようなツールのセット、40種以上のツールを使って評価するというような提案をしているというものです。その中にはハザードの特性評価のための(Q)SARとかべ

ンチマークドーズなどの手法も含まれていると認識しております。

簡単ですが、以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

これは最終的な判断というのは2月ですよね。今日はまず御紹介をいただいて、それである程度の議論を絞り込むという形だろうと思っておりますけれども、資料2-4のページに従って皆様からの御意見、御質問等を受け付けたいと思います。

まず、1ページ目の農薬（殺菌剤等）の腸内細菌への点につきまして。

阿知和先生、どうぞ。

○阿知和専門委員 その前に、資料2-2のところでお伺いしたいことがあるのですが、中間報告で令和元年度に「自ら評価」の対象案件ではなかったけれども、情報収集を行うものとして2点、グルテンともう一つあったかと思うのですが、その中間報告結果が載っていないのはなぜでしょうか。

○都築情報・勧告広報課長 すみません。ちょっと漏れがあったかもしれません。次回までにまた整理して情報提供をさせていただきたいと思います。

○阿知和専門委員 付け加えて、「自ら評価」の対象案件ではないけれども、情報収集など何かしらの措置を取ると決まったものが令和元年度には2つ、その前、過去の議事録を確認しても、例えばグルクミン、カフェイン、人工甘味料など様々あったと思うのですが、自ら評価の対象案件になったものは一覧表としてホームページにまとめて掲載されていると思うのですが、対象案件ではないけれども何かしらやりましよう決まったことは、議事録以外で何か一覧表にまとめたものはホームページに公開されていたりするのでしょうか。

○都築情報・勧告広報課長 まとめた形で公開はしておりません。

○阿知和専門委員 その点に関して、自ら評価の一覧表と同様に何かまとめたものがあるとありがたいなと思っております。なぜかということ、1つは、今、進捗状況としてどうなっているのだろうということが一目で確認できるという利点もありますし、もう一つは、今回、過去に自ら評価してほしいと案件で上がってきたものとダブっているものも結構あると思うのですが、今情報収集をしていますよということがはっきり明示されればダブリも少なくなるのかなと思うので、何かまとめて見やすいものがあるといいのかなと要望として挙げさせていただきます。

○合田座長 ありがとうございます。非常に大事な御意見でございました。
事務局、よろしいですか。

○都築情報・勧告広報課長 はい。

○合田座長 お願いします。
では、全体的なことで先に伺いましょうか。何かございますか。
鬼武さん、ありますか。

○鬼武専門委員 同じように、今、阿知和さんからの意見もありましたように、基本的には「自ら評価」の案件を選ぶときに、落ちたほうの理由というか、年によっても違うかもしれないかもしれませんが、それがどういう形で部会としてもしくは親委員会にかけたときに判断したかという資料の作成が大切なので、それは過去を振り返って見られるような、同じようなハザードであればそういうふうな形が私もありがたいと思っています。

今回、9件の議案を議論するにしても、最終的には2～3回の会合で決めてプライオリティーとして残るものと残らないものの取扱いをどういうふうにして要請者のほうに返すかということも重要かと思しますので、その辺も事務局とかこの部会では慎重に取り扱うべきだと思っています。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。非常に大事な意見だと思います。

それでは、皆さん、個別の案件に入ってよろしいですか。では、入らせていただきます。

まず、1ページ目の農薬（殺菌剤等）の腸内細菌への影響ということですが、これは難しいですね。ここに事務局が書かれたとおりだと私は思いますけれども。

どうぞ。

○小西専門委員 小西でございます。

基本的に腸内菌叢は絶えず変化していると思います。腸内細菌自体は食物やストレスなどの外的因子で絶えず変化していると思うので、今の段階では腸内菌叢としての評価、どのような状態が良いのか、悪いのかという定義が定まっていない状況だと思いますので、この提案の健康影響評価自体はなかなか難しいと思うのです。来年から始まることになっている農薬取締法改正に伴う農薬の再評価においては、従来と同じように農薬の特性において必要であれば危険物質の腸内菌叢への影響を評価するという方針は変わらずに取り組みが進められていくのでしょうか。例えばADIについての見直しなど、来年から始まる農薬の再評価ではどういった状況になっているのかについて情報を教えていただければと思います。

○合田座長 事務局、この辺は分かりますか。

近藤課長、どうぞ。

○近藤評価第一課長 評価第一課長の近藤でございます。

農薬の再評価につきましては、一定期間ごとに既に登録されている農薬についても評価をするということでございますけれども、その時点での最新の科学的知見に基づきまして評価をしていくというスタンスでございますので、腸内細菌への影響についての取扱いにつきましても、現時点で新規剤で評価しているものとその後再評価で出てきているものと基本的には同様のスタンスでの評価ということになるかと思えます。

以上でございます。

○合田座長 どうぞ。

○小西専門委員 ということであれば、来年からの再評価の中でリニューアルされていくといいますか、腸内菌叢への影響も必要に応じて見直しをしていくという方向にあると理解して良いのであれば、あえて食品安全委員会の「自ら評価」の対象として取り上げる必要はないのではないかと考えております。

以上です。

○合田座長 これは必要に応じてと今言われましたけれども、大丈夫ですか。

○近藤評価第一課長 このところに記載がございますけれども、農薬の特性に応じまして、そういったデータが提出されている場合には、そちらのデータを現在でも評価をさせていただきますので、同様のスタンスかと思えます。

○合田座長 強い抗菌作用があればそういうようなことは実際にあり得ますよね。ただ、医薬品の無駄な使用とかそちらのほうが個人的には影響が強そうな感じもしないでもないと思います。

吉田先生。

○吉田（緑）委員 1点確認させていただきたいのですが、fungicideというのは防カビ剤でございますので、抗菌剤ではございませんので、その辺りをお間違いないようにまずお願いしたいと思います。令和3年度から始まる再評価制度につきましては評価側の科学も更新するということで、今、近藤課長から御説明のあったとおりでございます。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

鬼武さん。

○鬼武専門委員 鬼武です。

プライオリティーとして私は残す必要性はないと思います。ただし、これまで動物用医薬品として抗菌剤の使用というのは世界的にも日本の中にも、あと、開発企業にとっても重要な薬剤なのですけれども、一方で耐性菌の問題があって、新たに薬剤の開発というのは殆どないと思います。そういう中で、抗菌剤の代わりに農薬等に従来使われていたものが変わって動物用医薬品として承認されてあるとすると、要するに、垣根がなくなる部分もあるので、そういう面では、新しい形態として腸内細菌の影響というのは企業データが農薬としても登録する際に新たに動物用医薬品としてなり、両方にしても登録の際には新たなデータが今後は必要になってくると私は認識しております。

以上です。

○合田座長 貴重な情報提供、ありがとうございます。

皆さん、よろしいですか。

では、その次に行きたいと思います。微生物・ウイルスで*Unicapsula seriolae*の有害性ということでございますが、これはどうですか。これは*Kudoa*の関係の寄生虫ですね。

有路先生、どうぞ。

○有路専門委員 *Unicapsula*に関しては大体5～6年ぐらい前から水産学会のほうでも報告されていて、食中毒原因物質として疑われるという報告が多かったのですが、ここ近年でいうとその疑いが強まる事象が多くなってきたという傾向と思われまます。

水産の研究のほうでは、感染経路自身というのもあまり明確にはなっていないものの、水産資源保護協会などから出ている報告を読む限り、カンパチの国外における天然種苗段階での感染疑いが報告されている状況です。

ただ、*Kudoa septempunctata*と比べて、こちらのほうはまだ食中毒原因物質に特定されておきませんので、正しいリスク評価ができていないといひますか、対応をどうすればいいかとか、どれぐらい含まれていたら流通させてはいけないかというものが全くないところなので、この段階に来ていると、逆にリスク評価をしておかないと、リスクコミュニケーションの面でもあまりよろしい状況ではないかなと思ひます。

なので、水産分野の視点から言うると、評価対象とすべきではないかと思ひのですが、一方、ここまで来ているのになぜ厚労省も農水省もこの段階まで適切な評価をしていないのかというところもありまして、この辺りは事務局側で厚労省さん、農水省さんともどの

ように捉えているのかというところは意見を聞かれた上で、慎重に対応していただきたいなと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○都築情報・勧告広報課長 厚労、農水とよく連携して、いろいろな情報の共有や考え方の整理を進めたいと思います。

○合田座長 これは情報収集も非常に大事ですよ。具体的にまだ常に起こりつつある事象で、どういう形のものが起きているかということもしっかりつかまえてやっていかなければいけないことだろうなと思います。

ほかに。

どうぞ。

○石田専門委員 石田です。

最近における健康被害の発生状況というところを見せていただきますと、事例も多いし、患者数も1事例10人ぐらいは出ていますので、私もこれはぜひやっていただきたいなと思っています。

それと、今まではKudoaであればヒラメがメインだったと思うのですがけれども、今度はカンパチだということなので、また、先ほど有路先生がおっしゃったようにいろいろなところから種苗が入って来たりしていますので、恐らくそういった対応が必要になってくるのではないかなと思いますので、ぜひお願いできればと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

どうぞ。

○大西専門委員 大西でございます。

私もこれを拝見させていただいて、今回、「自ら評価」として御検討いただければと思いました。これは先ほど来お話があるように、発症例がこれだけ多い、実際に危害が起こっているということと、HACCP制度化ということで、各企業はそういったハザード分析を含めた対応を進めている状況だと思っています。そういった中で、実際にこういった発症例がある。生食文化は非常に日本食の特徴ということもありますので、いろいろな視点から、これはぜひ「自ら評価」の中で評価いただいて、ハザードに入るべきということであれば、

食品安全委員会での審議内容を含めた早めの情報発信が必要なのかなと考えております。
以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。

小西先生、どうぞ。

○小西専門委員 先ほど有路委員からお話がありましたように、恐らくは検査法が医薬品食品衛生研究所で確立されていて、食物残渣からも有症者の便からも虫体とか遺伝子が見つまっているにもかかわらず、食中毒だと確定されていなく、その因果関係が疑われる集団発生事例だとされているようです。この状態にあるのはなぜなのか。保健所の先生方、あるいは厚生労働省の先生方がこれらの発症例をなぜ食中毒と認定なされないのか。そこにまだ科学的な検討の余地があるのかどうかを確認をした上で、さらに議論を進めたいと私も考えています。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

たしか、これはまだフィックスしていませんよね。多分この事象は、少なくとも因果関係がありそうだけれども、直接的にその量との関係とかというようなものが全て見えてきていないから、そうだとする確定値になっていないのですよね。皆さん、分かりますか。どなたか御専門家は。

どうぞ。

○有路専門委員 水産関係の論文と報告においては、Kudoaと同様にもともと数年前から食中毒の原因だろうとは書かれていて、一般的な教科書に載るレベルにはなっているのですけれども、正直、水産の分野はリスクファクターが逆に多過ぎて、そのうちのどれなのかということがよく分かっていないが多かったというところだと思うのです。ただ、実際にこういうふうに出てきているように、恐らくこれだろうということで、研究も大分増えてきたというところがございまして、情報がそろってきたから、今から正しくリスク評価ができるのではないかという段階なのだろうと思うのです。ただ、一方で、原因かもしれないと疑われている海外産の天然種苗への依存度は、実際は高く、恐らくカンパチの養殖業界に対する影響が小さくないというなかなか重たい内容だと思うのです。

なので、食品安全委員会の姿勢からすると、まずは国民の健康に対するところがどうかということが全てに優先されるべきところだとは思いますが、この辺りの事情が正直なところはっきりしないというところがありますので、先ほどの私の発言にありますように、厚生労働省、農林水産省がこれをどう捉えているのかということは確認した上で正しくリ

スク評価のプロセスに入らないといけないというのが、少なくとも私のほうで知り得ている情報という段階です。なので、そこは事務局は大変な仕事だと思うのですが、お願いいたします。

○合田座長 貴重な御意見、どうもありがとうございます。大変参考になります。

それでは、次に行ってよろしいですか。

その次、遺伝子組換え食品等、GMO食品等に含まれるBT毒による人体の長期影響ということですが、BTの問題は実際上解決しているだろうと思うのですが、皆さん、よろしいですか。これはヒトに影響がないから組み込まれているので、これ以上議論しなくていいということでもよろしいですね。

では、その次に行きたいと思います。

その他、昆虫食由来アレルゲン物質でございますけれども、これについてどうですか。確かに昆虫食は最近いろいろと紹介されますし、もともとタイなどだとすごく食べていますけれどもね。サソリも屋台に売っていたりしますから。

有路先生、どうぞ。

○有路専門委員 これに関しての文章を読ませていただいても、長いので要点があまり分からないのですが、単純に考えて甲殻類アレルギーを持っている人が交差で同じようにアレルゲン物質になり得るよということなのだと思うのですが、余談ではございますが、私自身、重度の甲殻類アレルギーでして、エビ、カニを摂食するとアナフィラキシーが出るのです。では、昆虫に関してどうかということはあるのですが、私、ローヤルゼリーを摂食すると同様の反応が出ますし、一方で蜂蜜は大丈夫とかという結構分からないものでして、この辺り、多分原因となるたんぱく質が何かというところを絞り込んでいくことになると、それがそれぞれの昆虫であっても持っている、持っていないとかいろいろ出てくるのだらうと思われるところなので、昆虫そのものということを経験するよりは、そこら辺の原因物質、あるいはそれに近いものがあって、そこからこのカテゴリーまでというのをアレルギーの可能性の範囲があるよといって広げるみたいな考え方のほうが妥当なのではないかと思ったところです。

したがって、評価をすることはやって悪いことではない、もしくはやるべきかとは思いますが、昆虫だけを特定してやるというよりは、もともと発案された方も書かれているように、甲殻類等のアレルギーのところからそういう節足動物全体のアレルギーというところから原因たんぱく質などを特定して拡大したほうがいいのかと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

確かに先生が言われるように、昆虫というと物すごくフィールドが広がって、どの昆

虫にするのですかというところから始まりますし、原則、食経験があるかないかということをも日本ですら判断するかどうかというのがありますよね。食経験がないものについての判断をするのか、今あるものを判断するのか。もう一つは、表示の問題ともすごく関係しますね。表示は食品安全委員会の問題ではないので、そこの辺りをどういう方向性でやるか。アレルギーの問題自身はあるかもしれないのですけれども、進め方がすごく難しいかなとは思いますが、御意見はございますか。

鬼武先生。

○鬼武専門委員 ありがとうございます。鬼武です。

今回、提案者の人が書いているのは、多分食糧問題などを含めて、今後食糧難になってきて、昆虫食なり培養肉なりいろいろな形で、新しい、今まで食べてきたことのないようなものが食べ物なり食料として出てくるので、その安全性について食品安全委員会のほうでばくつとした意見だけでもやってほしいという提案だったと思います。

今、有路さんのおっしゃっているのは、具体的なハザードとして分かっているのは、交差アレルギーなりそういう点に注意が必要なので、全体として昆虫から取るものと甲殻類との交差アレルギーなり、そういう点が少し集中して評価するなり情報を出す必要があるのではないかと。2つに分かれているような気がして、聞いているほうは多分もっと食糧が今後逼迫する中で昆虫食が出てくる前提について安全委員会として何かリスク評価の対象なり、プロフィールをつくるなり、そういうことを聞いているのだと思います。私は、これは決してプライオリティーは高いとは思いませんけれども、農林水産省が今そういう形で情報を集めたり、もしくは食品安全委員会のほうもまず情報収集をするということであれば、その方向でいいのかなと思いますが、聞いているほうに対しては食い違ってくるのではないかという気がしています。

以上です。

○合田座長 新しい、まだこれまでほとんど食べられたことがないものについて、ここが踏み込んでやるかどうかという問題がたしか一つございますよね。それは多分やっていないですよね。今のところこのマターではないのだろうと。そういうものはマターではないですよね。ただ、そうではなくて、有路先生が言われたように、既に食べられている昆虫のようなものはあるわけだから、それについては基本的に情報収集はしていかなければいけないでしょうと。そういうものでどういうアレルギーの事例が起きるかかどうかというのは、それは完全に食品安全委員会のマターだから収集していくという方向性かなとは思いますが。

亀井先生、どうぞ。

○亀井専門委員 帝京平成大学の亀井です。

今、座長も言われたとおりですけれども、食品としての実績が少ないので、やはり評価をするというのは非常に難しい状況で、できるとしてもほんの一部に限られているというのが現状と。ただ、恐らくこの先も案件として評価してくれというのが今後も続けて出てくると思いますし、今後注目されていく昆虫食について、可能な限りでこの委員会としても情報収集はしていったほうがよいのではないかとということで、情報収集をする対象などを検討するという方向で進めていけばいいのではないかと思います。

○合田座長 亀井先生、ありがとうございます。

どうぞ。

○大西専門委員 大西でございます。

今、皆さんがお話しされたことと全く同様なのですけれども、1つ情報提供としまして、今、商品を開発するにあたり事業者が情報収集する際に、以前にも増して、昆虫のパウダーであるとか、昆虫に関するものが増えてきていると感じております。今までは地域食のようなものであったり、海外のちょっと変わった食べ物というような捉え方でしたけれども、食糧難のお話であるとか、実際にそういった商品自体が出てきているなど肌で感じております。

ですので、今後の方向性としては、さっき有路様もおっしゃったようなアレルギーの特定であるとか原因物質の視点でご確認いただきと思いました。また昆虫といいましても全ての昆虫ではなく、食することができるある程度限られた昆虫という認識をしております。コオロギが代表的かと思えますけれども、蛾であったり一部海外では養殖という話もお聞きしています。様々な情報収集をしていただくのと同時に、やはり先ほどの原因物質との突合せなども含めた視点で御検討いただければと感じました。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○神村専門委員 神村でございます。

座長より、これまで食べられているものだといいいのではないかという御意見を伺ったのですけれども、場合によっては、これまで少量摂取していたので安全だったけれども、ある程度の量を摂取した場合に、それが毒性を発揮しないとは限らないという観点からも、量の違いということも大いに影響してくるものと思っておりますので、今の大西委員の御発言からも、今後について、昆虫食の捉え方というのはよく議論が必要ではないかと思っております。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○都築情報・勧告広報課長 事務局からいいですか。

アレルギーの原因物質というお話が出ましたので、ここに掲載させていただいた論文の中に、甲殻類の主要なアレルゲンとしてトロポミオシンを挙げておりました、トロポミオシンを検出するような検出キットを使うと昆虫で反応が出るというようなことも紹介されていたかと思えますので、原因物質としてはトロポミオシンということでもいいのかなという感じはいたします。

それから、情報収集は必要であればもちろんやらなくてはいけないものはあるのですが、情報収集は終わりがなくて、毎年自ら評価で挙げてきた案件を情報収集すべきという案件に追加していくと、それについての情報収集を未来永劫ずっとやらなくてはいけないので、本当に健康被害が起きているか、あるいは将来起きることがある程度予測できるようなものについて「自ら評価」を行うということかと思えますので、否定的な物言いで大変恐縮なのですが、本当に「自ら評価」をすべきかどうかというところについては、定義にのっとってできれば御検討いただければ幸いです。

○合田座長 トロポミオシンは、どのぐらい論文自身の精度というかそれが実際に再現性がある云々という議論も多分あるのでしょうけれども、トロポミオシンという名前が今挙がっているのであれば、そのものについては情報を、その関連はどういうものが入っているかということ調べることは多分簡単だと思いますし、特に食品安全委員会というよりも、あとは食品安全委員会から研究費でそういうようなものを大学の先生方にも調べてもらいながら、情報収集をしていくとかという方法はあるのではないかなと思います。

唐木先生、どうぞ。

○唐木専門参考人 唐木です。

トロポミオシンというのは筋肉に含まれているたんぱくで、哺乳類の筋肉も全部含まれているのです。ですから、昆虫特有ではない。ですから、これはどういう論文なのかきちんと調べられたほうがいいのではないかと思います。

○合田座長 先生、ありがとうございます。

どこまで定説になっているかということも非常に大事だと思いますので、よろしく願います。

よろしいですか。

どうぞ。

○鋤柄事務局次長 事務局次長の鋤柄でございます。

昆虫食は、先ほどお話がありましたように、最近食材として使われるようなことが多くなってきたということで、情報提供は非常に大事なのかなと思っております。実は日本よりも先にヨーロッパだとかアメリカのほうでいろいろそういった状況が進んでおまして、この資料にも6ページに欧州食品安全機関のEFSAが2015年に非常に包括的なリスクプロファイルというものをを出しまして、ここで一通りのリスクについて見ております。具体的には微生物学的なもの、それから、化学的なものですね。汚染物質みたいなもの。アレルギー。さらに、環境への影響といったようなものについても情報提供しているところでございます。私ども、これにつきまして海外情報ということで出しておりますので、ぜひ御参照いただければと思いますけれども、こういった昆虫みたいな新しいものにつきましても、私ども自ら情報提供をするだけでなく、海外でいろいろ出されているようなものも含めまして提供していくというのも一つの方法なのかなと考えているところでございます。

○合田座長 ありがとうございます。

皆さん、よろしいですか。

では、その次、その他の(2)食品中のグルテンに入りたいと思います。

グルテンそのものは幾つか報告書も出つつあるという状態だとは思いますが、皆様、この提案に対しまして御意見はございますか。

これは、医学的な話を考えると実際にどうなのかなという部分もあるだろうと思うのですが、神村先生、どうですか。

○神村専門委員 ③の最近における健康被害の発生状況などにも科学的報告はないとありますけれども、やはり個人の見解であるにとどまっていると思います。また、発達障害という具体的な状況の名前を出して関連づけているというのかなり科学的ではないと思いますので、これについては検証できないと思っております。

○合田座長 ありがとうございます。

n1というか、たまたまそういう例だったということもあり得るかもしれません。この話は難しいですね。

これについてよろしいですか。

では、その次に行きたいと思います。その他の(3)食品中のカゼインですけれども、何か御意見はございますか。これもその前のグルテンと割と同じような中身、それを分けた話だと思いますけれども、よろしいですか。

阿知和先生、どうぞ。

○阿知和専門委員 前回グルテンについて議論なされたときに、グルテンが腸内環境を悪

化させるという科学的な根拠はないということを一度食品安全委員会としてFacebookに載せたことがあると思うのですけれども、このカゼインについても、私も根拠はないと思うのですが、アレルギーだったり栄養療法だったりそこにはあるのですけれども、カゼインに対して様々な健康被害を起こすという情報がSNSで出ているというのも事実だとは思っています。中にはカゼインが入っている健康被害を起こす食品として牛乳がターゲットになっている情報なども様々見ることがありまして、全て科学的根拠、出どころがちゃんとしている情報はないので、個人的には全然信用してはいないのですけれども、食品安全委員会として、グルテンのときと同様に、カゼインがアレルギー以外で何かしら悪影響を及ぼすという科学的な根拠、報告書はありませんよという情報を発信してもいいのかなとも思いました。

○合田座長 御意見ありがとうございます。そのとおりにかなと思います。こういう疑似科学みたいなものと食品安全委員会がどう向き合うかというのもなかなか重要な課題かなと思います。本当に普通のサイエンスが分かる人だったら、これは関係ないよと分かることが、あたかも関係があるように書かれているサイト等はあまりに多くあるように思います。

何かほかに御意見はございますか。事務局はよろしいですか。

では、その次に行きたいと思います。(4)の食品中のミネラル、ビタミンの欠乏(鉄、たんぱく質)に入りたいと思いますが、これもリスク評価の問題という感じではないとは思いますが、よろしいですか。

どうぞ。

○小西専門委員 小西でございます。

先ほどのカゼイン、グルテンと同じ方向性をもつ案件だと思うのですが、1点、私が気になっているのは、提案者の方が要求なされているのは、食品健康影響評価ではなくて疫学調査をやってほしいとの記載があるところです。ここをどう捉えたらいいのか。既存の疫学調査、疫学研究があるのであればそれでも良いと思いますし、この提案部分をどう受け止めたら良いのか、気になっているところなのですけれども、ここは少し議論をしなくてよろしいでしょうか。

○合田座長 疫学調査ができますか。これは多分できないですね。どこどこを比較するか。

○小西専門委員 できないとは思いますが、やるという意図ではなくて、評価してほしい、疫学調査ぐらいはやってほしいという提案に対してどう回答していくかという意味の議論なのですけれども、こうだからできないというぐらいの回答で良いのか、そもそも実施する意味が食品安全科学上、ないということなのか、その辺りを少し明確にしておいた

ほうが当調査委員会として良いのではないかと感じています。

○合田座長 1行目、鉄、たんぱく質欠乏が精神疾患の原因であるのでしょうか。あまりそのようには思わないのですが、MD（MD=メディカルドクター、医師のこと）の先生もいらっしやいますけれども、少なくともそうは言い切れませんよね。たんぱく質が欠乏したらいろいろなことが起こるかもしれない。生きていく生命活動に影響があるということはあるかもしれないです。

○都築情報・勧告広報課長 すみません。疫学調査を求めているのは12ページの案件だったかと思うのですが。

○小西専門委員 一つ先の案件に関する発言でした。申し訳ないです。本件に関しましては異存ありません。訂正いたします。

○合田座長 分かりました。

では、その次に行きます。12ページの案件、(5)農薬、添加物、遺伝子組換え食品等を排除した食生活と通常の食生活との比較調査ですが、これは確かにそうですね。

御意見はほかにございますか。

○小西専門委員 先ほどの発言はここの案件の議論に宛てさせていただきます。よろしくお願ひします。

○合田座長 分かりました。

鬼武さん、どうぞ。

○鬼武専門委員 追加で私も意見があるのですが、この案件、通常食といろいろな添加物、農薬、化学物質が含まれた食生活との違いを疫学的にずっと見ていってほしいということで、これは疫学調査を食品安全委員会がやるというのは、短期間でやることもできないでしょうし、その結果が出るということも難しいと思っています。

それで、私はよく理解していないのですが、例えば環境省がエコチル調査とか化学物質が将来的にどうなるかということで、あれは単年ではなくて経年的にずっと取っているデータ情報とかあるので、そういうところでやってもらうとかということが1つはあるのではないかなと思っています。

以上です。

○合田座長 ほかにございますか。

これは逆に、全部排除した食生活というのは難しいですよ。自分で全部食品を作らな
いと、作っても多分難しいかもしれないですね。

やるとしても、統計的に何年から何年までと、その間の寿命がどう違うかとか、そう
いうようなことなのですかね。でも、何か出るとも思えません。逆に寿命は延びているよ
うな気がします。

よろしいですか。

これは疫学調査という形も、多分手法ができないのではないですかね。

何か御意見はございますか。

唐木先生。

○唐木専門参考人 今の座長のお話を聞いて思い出したのですが、1つ参考になると思わ
れるのは、実験動物を飼育するときに、長期間飼育している施設ではベースのデータを必
ず取っているのですけれども、2000年以前は遺伝子組換えがなかった。その時代の実験動
物の健康状態と、2000年以降は、ラットですけれども、ほとんど餌が遺伝子組換えになっ
た。その後のデータを比べたのがあるのですけれども、これは健康状態は全く影響がない
ということで、動物実験ではそういう非常に大きな疫学調査的なものがありました。同じ
ようなことを人間でやればできるのかなとも思いますが、人間はほかの要素があまりに大
きいのでできませんけれども、この場合は、ここに書いてあるように個別にリスク評価を
実施しているというお答えでよろしいのではないのでしょうか。

○合田座長 ありがとうございます。そのように思います。

ほかによろしいですか。

では、その次に行きたいと思います。複数分野に関連するもの、農薬・添加物の複合影
響の検証ということですのでけれども、この件に関して御意見はございますか。よろしいで
すか。

鬼武さん。

○鬼武専門委員 鬼武です。

最後の案件ですけれども、食品安全委員会として化学物質の複合ばく露の調査中という
こととあるので、その方向で私もいいように思います。ただ、提案者の方が平成18年の複
合影響の情報収集ということで、私もこのときの検討会に入っていたのですが、提案者の
書いてあることと認識が違っていると思われ、当報告書では個別の添加物毎に安全という
スタンスではなくて、そのときも多分食品安全委員会の回答のほうに、添加物であれば、
例えばソルビン酸や亜硝酸など一緒に食品中に入る可能性のあるものについては複合的な
毒性影響の文献も確かそのときに収集していたと思いますし、当時の林座長が考察等でそ
ういうふうな形で複合影響の調査報告でも出していたと思いますので、その当時は個別で

やっていて全部が安全だという言い切り方ではありませんでした。過去のことなのですから、少しエクスキューズをしたいと思います。

その上で、繰り返しになりますけれども、調査事業として今新たにやっているというところで私はいいと思っています。

以上です。

○合田座長 アミンと亜硝酸など、メカニズムが明確な組合せで具体的に複合的な影響が出るだろうということはあり得るだろうと思うのですけれども、非常に多数のものに対してどういう議論をするかというのは難しいですね。今、鬼武先生も言われたように、多分そういうことの視点で一回食品安全委員会は議論されているのですよね。新しいメカニズム的にこういうものの組合せでどうかと、あとは不純物との関係にもあると思いますけれども、そういうようなことが分かれば、当然食品安全委員会は対応しなければいけないだろうとは思っています。メカニズム的に明確なものにつきましては情報は収集しておかないといけないだろうと思います。

何かございますか。よろしいですか。

どうぞ。

○小西専門委員 次回の調査会までに教えていただきたいのですが、資料13ページの一番下に「リスクに関する知見がある場合は、必要に応じて評価を行う」といった一行があるのですけれども、過去にどのような評価事例があったのか、お調べいただくことは可能でしょうか。

○合田座長 事務局、これは分かりますか。過去にそういう複合影響の評価事例云々がありますか。

○近藤評価第一課長 評価第一課長の近藤でございます。

今すぐに確認できませんので、また確認の上、御連絡させていただきます。

○小西専門委員 よろしく申し上げます。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、「自ら評価」の検討資料に基づきまして、順番に皆さんに御意見をいただきましたので、本日の審議の状況といただいた御意見を踏まえまして、引き続き事務局で御検討いただくということになるかと思っております。

そうしますと、これは最終的には次回の専門調査会で取扱いを決定することになるだろ

うと思いますが、その点、皆さん、よろしいですね。

(首肯する委員あり)

○合田座長 では、ありがとうございます。

そうしますと、今日の審議すべきことは終わりましたので、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○新総務課長 1点ございます。

冒頭、出席状況の報告におきまして、有田専門委員が遅刻ということで御報告しましたが、欠席の御連絡をいただきましたので、念のため報告いたします。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

次の日程はどうなっていますでしょうか。

○新総務課長 次回の企画等専門調査会では、「令和3年度食品安全委員会運営計画」、令和2年度の「自ら評価」の候補の選定及び「令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練の結果及び令和3年度の緊急時対応訓練計画」について御審議を賜りたいと存じます。

日程につきましては、2月4日木曜日の開催を予定しております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第31回「企画等専門調査会」を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。